

一般社団法人 日本公認心理師養成機関連盟

役員候補者選考委員会内規

2022年12月2日制定

第1条 この内規は、一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟（以下「本連盟」という。）の「役員候補者選出に関する規程」（以下「規程」という。）第4条第2項に基づく役員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 委員会は、本連盟の理事会に上程する役員候補者の選考に関する業務を行う。

第3条 委員会を構成する委員は、理事会が決定した人数について、下記の者の中から理事会が指名し、会長が委嘱することによって選出されるものとする。

- (1) 理事
- (2) 顧問
- (3) 相談役
- (4) 会長が委員として適任であるとした者

第4条 委員の任期は、規程第4条第3項に基づき、会長から委嘱された日から、総会に選出する役員候補者を決定する理事会が終結するときまでとする。

第5条 委員長は、最初の委員会において委員の互選により選出する。

2 委員長の他必要に応じて副委員長を置く。副委員長は委員の中より委員長が委嘱する。

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第7条 委員会の定足数は、全構成員の過半数とする。

第8条 委員会の賛否の判断は出席者の過半数とし、賛否同数の時は、議長の判断による。

第9条 この内規の改廃は、理事会の決議による。

附則 この内規は、2022年12月2日から施行する。